

長浜水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

上水道規則第 2 号

長浜水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

長浜水道企業団職員就業規則(平成 6 年上水道規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「調整官」を「技術調整官」に改める。

第 3 2 条の 4 第 2 項および第 4 項中「3 歳に満たない子」を「小学校の始期に達するまでの子」に改める。

第 3 7 条第 1 項中「規程で定める者」の次に「(第 4 0 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 4 0 条の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 4 0 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 4 0 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の長浜水道企業団職員就業規則第32条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規程の定めるところにより、当該請求を行うことができる。